

第22回大阪府住宅供給公社債券 発行要項

1. 債券の名称 第22回大阪府住宅供給公社債券

2. 債券の総額 金50億円

3. 各債券の金額 1,000万円

4. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本債券については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。

5. 利 率 年1.316パーセント

6. 発行価額 額面100円につき金100円

7. 償還金額 額面100円につき金100円

8. 償還の方法および期限

（1）本債券の元金は、令和12年6月25日にその総額を償還する。

（2）本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。

（3）本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。

9. 利息支払の方法および期限

（1）本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日まで付し、令和7年12月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月25日および12月25日の2回に各その日までの前半箇年分を支払う。なお、半箇年に満たない期間に対する利息は、その半箇年の日割をもって計算する。

（2）利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。ただし、かかる支払の繰り上げに関し、利息額の調整は行わない。

（3）償還期日後は、利息を付さない。

10. 募集の受託会社

（1）本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は株式会社三井住友銀行とする。

（2）受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、または本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。

（3）受託会社は、法令、本要項並びに大阪府住宅供給公社（以下「当公社」という。）および受託会社との間の令和7年6月13日付第22回大阪府住宅供給公社債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める事務を行う。

11. 担保・保証の有無

本債券には担保および保証は付されておらず、また本債券のために特に留保されている資産はない。

12. 公告の方法

（1）当公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、受託会社が本債券の債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。

（2）公告は、法令または契約に別段の定めがあるものを除き、官報、大阪府公報並びに東京都および

大阪市で発行する各 1 種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）に掲載することにより行う。

13. 担保提供制限に関する特約

当公社は、本債券の未償還残高が存する限り、当公社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の債券（以下「他の債券」という。）のために担保提供を行わない。本項において担保提供とは、他の債券のために当公社の資産に担保権を設定する場合および当公社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合並びに当公社の特定の資産につき他の債券以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。

14. 期限の利益喪失に関する特約

当公社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本債券の総額について期限の利益を喪失する。

- （１）当公社が第 8 項の規定に違背し、5 営業日以内にその履行をしないとき。
- （２）当公社が第 9 項の規定に違背し、5 営業日以内にその履行をしないとき。
- （３）当公社が第 13 項の規定に違背したとき。
- （４）当公社が発行する本債券以外の債券について期限の利益を喪失し、または期限が到来したにもかかわらず、5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。
- （５）当公社が債券を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当公社以外の社債、債券またはその他の借入金債務に対して当公社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から 5 営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 30 億円を超えない場合は、この限りでない。
- （６）当公社が、破産手続開始の申立てをしたとき。
- （７）当公社が、破産手続開始の決定を受けたとき。
- （８）当公社が、地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号、その後の改正を含む。以下同じ。）に定める解散事由に該当したとき。
- （９）当公社が地方住宅供給公社法に定める業務の全部もしくは重要な一部を休止もしくは廃止した場合等本債券の債権者の権利の実現に重大な影響が生じた場合で、受託会社が本債券の存続が不適当であると認め、当公社にその旨を通知したとき。

15. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により、当公社が本債券の期限の利益を喪失した場合、受託会社はその旨を第 12 項第（２）号に定める方法により公告する。

16. 本要項および委託契約の公示方法

本要項および委託契約の謄本は当公社の本社および受託会社の本店で営業時間中一般の閲覧に供する。

17. 本要項の変更

- （１）当公社は、本債券の債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本要項を変更することができる。
- （２）前号に基づき本要項が変更されたときは、当公社は第 12 項第（２）号に定める方法によりその内容を公告する。ただし、当公社と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

18. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をすることができる。
- (2) 債権者集会は、当公社または受託会社が招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時および場所、債権者集会の目的である事項およびその他の必要な事項を公告する。
- (3) 債権者集会は大阪府において行う。
- (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。また、当公社が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券の債権者は、受託会社に対し、会議の目的である事項および招集の理由を記載した書面を提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当公社は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手續またはその決議の方法が法令または本要項の定めに違反するとき。
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。
 - ③決議が著しく不公正であるとき。
 - ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき。
- (9) 本債券の債権者は、本人またはその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当公社は、その代表者を当該集会に出席させ、または書面により意見を述べることができる。本人またはその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
- (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当公社と受託会社が協議して定め、第12項第(2)号に定める方法により公告する。
- (12) 本項の手續に要する合理的な費用は、当公社の負担とする。

19. 受託会社への事業概況等の通知・報告義務

- (1) 当公社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を受託会社に提出する。
- (2) 受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約または当公社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当公社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

20. 申 込 期 日 令和7年6月13日

21. 払 込 期 日 令和7年6月25日

22. 引 受 会 社

みずほ証券株式会社（代表）

大和証券株式会社（代表）

23. 元利金の支払

本債券の元利金の支払は、社債等振替法のほか、第24項に定める振替機関の社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則および振替機関が行う振替に関する業務処理の方法に従って行われる。

24. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構